

参考2 海外への修学旅行等の実施について

【基本的考え方】

世界的に麻しん排除計画が進み、感染症の国際的な移動への警戒が国際保健規則の改正（2007年6月より実施）などにより高まっている中で、他国滞在中に麻しんを発症することは、発症者および同行者の自由が厳しく制限されるだけでなく、国際的な批判を招くことがある。

したがって、海外への修学旅行などの実施の責任を負う学校及びその設置者は、主な海外修学旅行の参加者となる中学生・高校生には、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が一定の割合で含まれていることを理解し、参加者に必要な情報を与えるとともに、参加者が麻しんに対する免疫を有しているかを把握し、そうでない場合には予防接種を推奨するなどの対応が求められる。

特に、海外への修学旅行の出発の前に児童生徒・職員に麻しん患者が発生した場合、発生から終息宣言までの間（厳重監視期間）は、他の児童生徒・職員が新たに麻しんを発症する危険性の高い期間と考える必要がある。この期間に海外修学旅行を行う場合は、学校の設置者及び学校長が、学校医及び保健所等と十分に協議し、その実施ならびに参加者の範囲を慎重に決定する必要がある。

【出発までの対応及び準備】

海外修学旅行の計画時には、学校は児童生徒および保護者に対し、次に示す情報を提供する。

〈提供すべき情報〉

- 麻しんが排除された国及び排除されつつある国の滞在中に麻しんを発症した場合や疑わしい症状が認められた場合には、現地保健当局の指示により患者を含む参加者全員の行動や移動の自由が制限されるだけでなく、血液検査、抗体陰性者への対応、世界中への情報発信などが行われることがあること。
(麻しんが排除された国に関する最新の情報は、国立感染症研究所感染症情報センターに問い合わせができる。南北アメリカ大陸では2000年に既に麻しん排除が達成されている。大韓民国も2006年に排除を達成した。それ以外の地域についても、現地で麻しんを発症した場合には、行動制限などの措置がとられることがある。)
- 海外修学旅行の出発前に、該当学年だけでなく、学校内で児童生徒・職員に麻しんが患者が発生した場合は、麻しんの免疫を有していない者が海外修学旅行先で発症する可能性があるため、出発2ヶ月前までに、改めて児童生徒、引率職員等の麻しん罹患歴・予防接種歴を確認し、免疫を保有していない可能性のある児童生徒・職員に対して予防接種の推奨を行うこと。

【厳重監視期間中（P 7 参照）に海外修学旅行を行う際の参加者の決定について】

厳重監視期間においても麻しんを発症する危険性が低いと考えられるのは、以下のどちらかに該当する者である。

- 過去の麻しん罹患が確実な者
- 海外修学旅行出発日の2週間前までに2回の予防接種が終了した者

学校における麻しん対策ガイドライン

麻しんの罹患歴・予防接種歴については、記憶に頼るのではなく、母子健康手帳などで調べた記録に基づく確実な情報に基づき判断する必要がある。可能ならば、麻しんに対する免疫の有無を血液検査で確認し、免疫がない場合は潜伏期間中である可能性が高いため、学校の設置者及び校長は学校医及び保健所等と十分に協議し、参加の決定は慎重に行う必要がある。

また、出発当日の朝、全員が検温を行い、原因が明らかではない37.5℃以上の発熱を認めた者の参加は慎重に検討する必要がある。

